

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

度会町長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	度会町は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に基づき以下の事務を行う。 ①住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続等資格管理業務 ②資格確認書（特別療養を含む）の交付 ③国民健康保険に係わる各種証等の交付 ④高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給等の保険給付業務 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会 ⑤レセプトの管理 ⑥国民健康保険税に関する賦課事務、減免事務、各種調査等の実施 ⑦収滞納事務処理として、銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務の実施 ⑧被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表を基に度会町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1. 資格管理システム 2. 給付システム 3. 保険税賦課システム 4. 保険税収納システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（データ連携PCを含む） 8. 医療保険者等向け中間サーバ等 ※1、2、3、4及び7については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険資格情報ファイル 2. 国民健康保険給付情報ファイル 3. 国民健康保険賦課情報ファイル 4. 国民健康保険収滞納情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) - 第2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、81、83、87、95の2、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173及び173の2項 (情報照会の根拠) - 第69、70、71、160の項 - 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 TEL 0596-62-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	度会町税務住民課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 TEL 0596-62-2412
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、窓口での対応の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	国民健康保険に関するシステムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワード及び指紋認証による2要素認証によって限定しており、名簿によって権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5 ①部署	住民課	住民生活課	事後	
平成28年4月1日	I-5 ②所属長	住民課長	住民生活課長	事後	
平成28年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに關する問合せ	度会町住民課	度会町住民生活課	事後	
平成28年6月30日	I-1 ③システムの名称		市 国保情報集約システム(データ連携PCを含む)を追加	事後	
平成28年6月30日	I-4 ②法令上の根拠	・審号法第19条 第7号(特定個人情報の取扱の制限)及び別表第二	・審号法第19条 第7号(特定個人情報の取扱の制限)及び別表第二	事後	
令和1年6月28日	H-1 対象人数 いつ時点の計数か	2017/6/30	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	H-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2017/6/30	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	(なし)	(追加項目)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年7月31日	評価書名	国民健康保険の資格・保険給付に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	
令和2年7月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	国民健康保険の資格・保険給付に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	
令和2年7月31日	I-1 ①事務の名称	国民健康保険の資格・保険給付に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	
令和2年7月31日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。	度会町は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和2年7月31日	I-1 ②事務の概要		オンライン資格確認等システムに係る関係項目	事前	
令和2年7月31日	I-1 ③システムの名称	1. 国保資格システム 2. 国保給付システム	1. 資格管理システム 2. 給付システム	事後	
令和2年7月31日	I-3 法令上の根拠	・審号法第9条 第1項 別表第一の30の項 ・審号法別表第一の主務省令で定める事務を	・審号法第9条 第1項 別表第一の16及び30の項	事後	
令和2年7月31日	I-3 法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務>を追記	事前	
令和2年7月31日	I-4 ②法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務>を追記	事前	
令和2年7月31日	I-5 ①部署	住民生活課	税務住民課	事後	
令和2年7月31日	I-5 ②所属長	住民生活課長	税務住民課長	事後	
令和2年7月31日	I-8 連絡先	度会町住民生活課	度会町税務住民課	事後	
令和2年7月31日	H-1 対象人数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月31日	H-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和4年3月24日	I-4 法令上の根拠	審号法第19条第7号	審号法第19条第8号	事後	
令和5年4月14日	I-1 ②事務の概要	追加記載	※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステム上、	事後	
令和5年4月14日	I-3 法令上の根拠	追加記載	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(別表第二における情報照会)の根拠	事後	
令和5年4月14日	I-4 ②法令上の根拠	・審号法第19条第7号(特定個人情報の取扱の制限)及び別表第二	・審号法第19条第8号(特定個人情報の取扱の制限)及び別表第二	事後	

[illegible]